

# 関西医療学園専門学校 学則

## 第1章 総 則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、医療技術に関する学理及び技術を教授し、併せて普通教育を施し教養を高めるとともに人格を陶冶し、医療技術を通じて国民の保健衛生に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

第2条 本校は関西医療学園専門学校と称する。

第3条 本校の位置は本館を大阪市住吉区苅田6丁目18番13号、別館を大阪市住吉区苅田8丁目15番15号に置く。

## 第2章 課程及び学科、修業年限並びに定員

第4条 本校の課程及び学科、修業年限並びに定員を次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	昼 夜 間 の 別	学 級 数	定 員	総 定 員	備 考
医療専門課程	東洋医療学科	3年	昼 間	1	30名	90名	あん摩マッサー ジ指圧、きゅう
医療専門課程	東洋医療鍼灸学科	3年	昼 間 夜 間	1 1	30名 30名	90名 90名	はり、きゅう
医療専門課程	柔道整復学科	3年	昼 間 夜 間	2 2	60名 60名	180名 180名	
医療専門課程	理学療法学科	3年	昼 間	1	40名	120名	

2 在籍期間は、6年を超えることはできない。

## 第3章 学年、学期並びに休日

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第6条 本校の学期を次のとおりとする。  
前期 4月1日より9月30日まで  
後期 10月1日より3月31日まで

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、休業日でも授業を行うことができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 夏期休業日 8月1日より8月31日まで
- 四 冬期休業日 12月27日より翌年1月6日まで
- 五 春期休業日 3月25日より3月31日まで
- 六 創立記念日 10月27日

#### 第4章 教育課程並びに授業時間

第8条 本校の授業時間数は年間800時間以上とし、教育課程及び単位数は別表1のとおりとする。ただし、課程外において随時課外講義又は特別講演を課することがある。

2 本校の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算する。

一 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床実習については45時間の実習をもって1単位とする。

3 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設等において既に履修した科目については、本校における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

4 前項の規定による科目の認定は、既履修科目の認定に関する細則に規定する。

第9条 始業及び終業時刻は次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、授業時刻を変更することができる。

昼間 午前9時より午後5時まで

夜間 午後5時50分より午後9時まで

#### 第5章 入学および入学資格、休学、退学

第10条 本校の入学期は毎年学年の始めとする。ただし、欠員のある場合は第28条に基づき転入学を許可することができる。

第11条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、本校の入学試験に合格した者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 法令により前号と同等の学力があると認められた者

第12条 入学試験は書類、人物及び学力について行う。

2 入学試験については、入学試験委員会規程で定める。

第13条 本校に入学しようとする者は本校所定の入学願書に必要な事項を記入し、入学検定料を添えて指定期日までに本校に提出するものとする。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学を決定する。

第14条 入学を許可された者は、指定期日までに入学金及び前期授業料を納入して入学許可書の交付を受けなければならない。入学許可書を交付された者は、本校所定の誓約書に保証人連署のうえ、本校に差し出さなければならない。

第15条 保証人は独立の生計を営む成年者で、生徒の在学中その身上について一切の責任を負わなければならない。

第16条 保証人の身上に異動があつた場合は、生徒又は保証人から速かに学校長に届出なければならない。

第17条 やむを得ない事情により、連続して1月以上の欠席をしようとする者、休学または退学しようとする者は、その事由を具し保証人連署のうえ、学校長に届け出なければならない。

ただし、その事由が疾病によるときは医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項の規定による休学者が、その理由に該当しなくなったときは、学校長の許可を得て復学することができる。

3 第1項の規定による退学者が再入学するときは、再入学に関する規程による。

## 第6章 成績評価、進級及び卒業

第18条 成績評価は学年末に行う。成績評価は100点満点において、60点以上を及第とし、単位を認定する。

第19条 進級の認定は、平素の学業並びに出欠状況と前条の成績評価とによる。

第20条 卒業は、平素の学業並びに出欠状況と卒業期の成績評価とによって認定する。卒業と認定した者には別表3による卒業証書を授与する。

## 第7章 賞 罰

第21条 在学中、品行方正成績優秀で他の模範と認められた者はこれを表彰する。

第22条 学校長は、次の各号の一に該当する生徒に対して謹慎、停学、留年、除籍または退学を命ずることができる。ただし、第1号ないし第4号による停学、退学は教師会の議決を経てこれを処理する。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- 三 正当の理由がなく毎学年各科目時間数の3分の1以上欠課した者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 五 学費を期限内に納入しない者

## 第8章 授業料、入学金、入学検定料及びその他の諸費用

第23条 本校各学科の入学金、授業料等は別表2のとおりとする。

第24条 授業料は年2回に分納し、前期は4月末日まで、後期は10月末日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ぬ事情があって、学校長に分納又は延納を認められた者はこの限りでない。

第25条 授業料は在学中、出席の有無にかかわらず納入しなければならない。

第26条 既納の授業料、入学金等の一切の諸費用は事由の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、専願受験を除く入学試験において入学を許可された者については、指定期日(入学前の3月31日)までに入学を辞退した場合は、前期授業料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、休学を許可された者又は命じられた者については、休学した月の翌月から当該年度の3月までの授業料を免除する。ただし、在籍料を徴収することとし、その金額は別表4のとおりとする。

## 第9章 教職員組織

第27条 本校に次の教職員を置く。

- 一 校長 1名
- 二 専任教員 東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科 9名以上  
柔道整復学科 8名以上  
理学療法学科 6名以上
- 三 兼任教員 適数
- 四 事務職員 5名以上
- 五 校医 1名

2 本校教職員は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則並びに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則によって組織する。学校長は校務を処理し、教職員の指導監督の任に当る。教員は学校長の命を受けて授業を担当し、事務職員は庶務、会計の任に当る。

## 第 10 章 付 則

第 28 条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則並びに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則により認定された学校又は養成施設の修業者であり、既修業年限、修業科目及び成績を教師会において審査のうえ合格した者は、本校への転入学及び編入学を許可することがある。

第 29 条 本校生徒は、本校所定の服装規定に従わなければならない。

第 30 条 健康診断は、毎年 1 回定期的に実施する。

第 31 条 この学則の施行上必要な細則又は規定は、学校長において別に定める。

附 則	この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 7 年 2 月 10 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 8 年 2 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 13 年 3 月 7 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 16 年 3 月 10 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。ただし、別表 3（第 20 条関係）及び第 24 条の規定については平成 20 年 3 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
附 則	この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 (東洋医療学科)

## 学年別 授業科目及び単位数(時間数)

課程名 医療専門課程 東洋医療学科

認定規則の教育内容及び単位数	授業科目	1年		2年		3年								
		講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習							
基礎分野	科学的思考の基盤	2	(30)											
	人間と生活	2	(30)											
	情報科学													
	生物													
	国語			2	(30)									
	心理学			2	(30)									
経営学														
保健体育論						2	(30)							
中国語														
小計	14	(210)	8	(120)	4	(60)	2	(30)						
専門基礎分野	人体の構造と機能	3	(75)											
	解剖学	3	(75)											
	解剖学	1	(25)											
	生理学	2	(50)											
	生理学	3	(75)											
	運動学						1	(25)						
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進					3	(75)							
	病理学概論							1	(25)					
	リハビリテーション概論													
	衛生学・公衆衛生学					2	(50)							
臨床医学総論					3	(75)								
臨床医学各論							3	(75)						
保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	関係法規			1	(25)									
医療概論														
小計	27	(675)	13	(325)	9	(225)	5	(125)						
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧	あん摩マッサージ指圧理論	2	(50)										
	基礎はり学	はり・きゅう理論	2	(50)										
	基礎きゅう学	東洋医学概論					3	(75)						
	臨床あん摩マッサージ指圧	経絡経穴学	1	(25)										
	臨床はり学	経絡経穴学					2	(50)						
	臨床きゅう学	経絡経穴学					1	(25)						
	東洋療法各論	東洋療法各論					2	(50)						
	東洋療法各論	東洋療法各論												
	社会あん摩マッサージ指圧	東洋療法各論						2	(50)					
	社会はり学、社会きゅう学	東洋医学臨床論						4	(100)					
	社会あはき学	社会あはき学					1	(25)						
	社会あはき学	社会あはき学						1	(25)					
	実習(臨床実習を含む)	あん摩マッサージ指圧実技			2	(70)								
		あん摩マッサージ指圧実技												
		あん摩マッサージ指圧実技												
		あん摩マッサージ指圧実技							2	(70)				
		はり・きゅう実技			5	(175)								
はり・きゅう実技														
はり・きゅう実技								1	(35)					
はり・きゅう実技								2	(70)					
はり・きゅう実技									1	(35)				
臨床基礎実習								1	(35)					
臨床実習								4	(180)					
総合領域	演習					1	(25)							
	演習							1	(25)					
	演習							1	(25)					
	東洋医学総合講義							1	(25)					
	特殊療法					1	(25)							
	特殊療法					2	(50)							
特殊療法								3	(75)					
小計	52	(1550)	5	(125)	7	(245)	13	(325)	6	(210)	13	(325)	8	(320)
合計	93	(2435)	26	(570)	7	(245)	26	(610)	6	(210)	20	(480)	8	(320)
学年別の数字は単位数(時間数)を示す				33	(815)			32	(820)			28	(800)	

## 学年別 授業科目及び単位数 (時間数)

認定規則の教育内容及び単位数		授 業 科 目	課程名 医療専門課程 東洋医療鍼灸学科					
			1 年		2 年		3 年	
			講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	情報科学	2 (30)					
		生物	2 (30)					
		国語			2 (30)			
		心理学			2 (30)			
		経営学					2 (30)	
		保健体育論	2 (30)					
		中国語	2 (30)					
	小計	14 (210)	8 (120)		4 (60)		2 (30)	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	3 (75)					
		解剖学	3 (75)					
		解剖学	1 (25)					
		生理学	2 (50)					
		生理学	3 (75)				1 (25)	
		運動学						
	疾病の成り立ち、その 予防及び回復の促進	病理学概論			3 (75)		1 (25)	
		リハビリテーション概論						
		衛生学・公衆衛生学			2 (50)			
		臨床医学総論			3 (75)			
		臨床医学各論					3 (75)	
	保健医療福祉とはり及 びきゅうの理念	関係法規			1 (25)			
		医療概論	1 (25)					
	小計	27 (675)	13 (325)		9 (225)		5 (125)	
専門分野	基礎はり学 基礎きゅう学	はり・きゅう理論	2 (50)					
		東洋医学概論			3 (75)			
		経絡経穴学	1 (25)					
		経絡経穴学			2 (50)			
	臨床はり学	経絡経穴学			1 (25)			
	臨床きゅう学	東洋療法各論			2 (50)			
	社会はり学、社会きゅう学	東洋療法各論					2 (50)	
		東洋医学臨床論					4 (100)	
		社会はき学			1 (25)			
		社会はき学					1 (25)	
	実習 (臨床実習を含む)	はり・きゅう実技		5 (175)				
		はり・きゅう実技			2 (70)			
		はり・きゅう実技			2 (70)			
		はり・きゅう実技					2 (70)	
		臨床基礎実習			1 (35)			
		臨床実習					4 (180)	
	総合領域	演習			1 (25)			
		演習					1 (25)	
		演習					1 (25)	
		東洋医学総合講義					1 (25)	
		特殊療法			1 (25)			
		特殊療法			2 (50)			
		特殊療法					3 (75)	
	小計	45 (1325)	3 (75)	5 (175)	13 (325)	5 (175)	13 (325)	
	中 計	86 (2210)	24 (520)	5 (175)	26 (610)	5 (175)	20 (480)	
選択必修分野	伝統・一般療法	東洋医学総合療法		1 (35)				
		東洋医学総合療法		1 (35)				
		東洋医学総合療法		1 (35)				
		東洋医学総合療法			1 (15)			
		東洋医学総合療法					1 (35)	
		東洋医学総合療法					1 (35)	
	小計	6 (190)		3 (105)	1 (15)		2 (70)	
	合 計	92 (2400)	24 (520)	8 (280)	27 (625)	5 (175)	20 (480)	
学年別の数字は単位数 (時間数) を示す			32 (800)		32 (800)		28 (800)	

別表1 (柔道整復学科)

学年別 授業科目及び単位数 (時間数)

課程名 医療専門課程 柔道整復学科

指定規則の教育内容及び単位数	授業科目	1年		2年		3年							
		講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習	講義又は演習	実技又は実習						
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	健康科学	2	(30)										
	情報科学			2	(30)								
	情報科学					2	(30)						
	臨床心理学	2	(30)										
	経営学					2	(30)						
	経営学					2	(30)						
	英語			2	(30)								
小計	14 (210)	4	(60)	4	(60)	6	(90)						
専門基礎分野 人体の構造と機能	解剖学	6	(120)										
	解剖学	2	(40)										
	生理学	7	(140)										
	運動学			2	(40)								
	疾病と傷害	病理学概論			3	(60)							
		一般臨床医学(診察)			2	(40)							
		一般臨床医学(内科)			2	(40)							
		整形外科学					3	(60)					
		整形外科学					3	(60)					
		外科学概論					3	(60)					
リハビリテーション概論			3	(60)									
保健医療福祉と柔道整復の理念	衛生学・公衆衛生学			3	(60)								
	関係法規	2	(40)										
	柔道	1	(20)	2	(60)		2	(60)					
小計	49 (1040)	18	(360)	2	(60)	16	(320)	2	(60)				
専門分野 基礎柔道整復学 臨床柔道整復学 柔道整復実技	柔道整復学総論	2	(40)										
	柔道整復学各論	2	(40)										
	柔道整復学各論	2	(40)										
	柔道整復学各論			2	(40)								
	柔道整復学各論			1	(20)								
	柔道整復学各論			1	(20)								
	柔道整復学各論					1	(20)						
	柔道整復学実技		1	(30)									
	柔道整復学実技		1	(30)									
	柔道整復学実技		1	(30)									
	柔道整復学実技				1	(30)							
	柔道整復学実技				2	(60)							
	包帯学実技				2	(60)							
	柔道整復臨床論						1	(20)					
	柔道整復臨床論						3	(60)					
	柔道整復臨床論						1	(20)					
	柔道整復臨床論						1	(20)					
	柔道整復治療学	3	(60)										
	柔道整復治療学						1	(20)					
	柔道整復治療学						1	(20)					
	柔道整復治療学						1	(20)					
	柔道整復治療実技		2	(60)									
	柔道整復治療実技				2	(60)							
柔道整復治療実技				1	(30)								
柔道整復治療実技				1	(30)								
柔道整復治療実技							1	(30)					
臨床実技実習							1	(45)					
小計	39 (955)	9	(180)	5	(150)	4	(80)	9	(270)	10	(200)	2	(75)
中計	102 (2205)	31	(600)	7	(210)	24	(460)	11	(330)	25	(470)	4	(135)
選択必修分野 総合的柔道整復学	総合柔道整復学									6	(120)		
	総合柔道整復学演習					1	(20)						
	総合柔道整復学演習									4	(80)		
小計	11 (220)					1	(20)			10	(200)		
合計	113 (2425)	31	(600)	7	(210)	25	(480)	11	(330)	35	(670)	4	(135)
学年別の数字は単位数(時間数)を示す		38 (810)		36 (810)		39 (805)							

別表 1 ( 理学療法学科 )

学年別 授業科目及び単位数 ( 時間数 )

課程名 医療専門課程 理学療法学科

指定規則の教育内容及び単位数	授 業 科 目	1 年		2 年		3 年		
		講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
基礎分野 14 単位	科学的思考の基盤	人間関係論	2( 30)					
		法学・保健行政法学	4( 60)					
	人間と生活	医学推計学					2( 30)	
		健康科学論	1( 15)	1( 45)				
		英語・医学英語	4( 60)					
	小計	14(240)	11(165)	1( 45)			2( 30)	
専門基礎分野 26 単位	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖生理学	6(180)	1( 45)				
		基礎運動学	2( 60)	1( 45)				
		臨床心理学	1( 30)					
		人間発達学	2( 60)					
	小計	13(420)	11(330)	2( 90)				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2( 60)					
		一般臨床医学	2( 60)					
		内科学	2( 60)			2( 60)		
		神経内科学				2( 60)		
		整形外科	2( 60)					
		精神医学				1( 30)		
	小計	12(360)	9(270)		3( 90)			
保健医療福祉とリハビリテーション	リハビリテーション医学	1( 30)						
	リハビリテーション概論	1( 30)						
	小計	2( 60)						
専門分野 53 単位	基礎理学療法学	動作分析学			1( 30)			
		理学療法概論	1( 30)					
		運動療法概論	1( 30)		1( 45)			
		日常生活活動学	1( 30)					
		小計	6(195)	3( 90)		2( 60)	1( 45)	
	理学療法評価学	評価学総論	1( 30)		1( 30)			
		検査測定学			1( 30)			
		評価学実習					2( 90)	
		小計	5(180)	1( 30)		2( 60)	2( 90)	
	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学				5(150)		
		脳血管障害理学療法学				4(120)		
		神経筋疾患理学療法学				2( 60)		
		小児疾患理学療法学				2( 60)		
		脊髄損傷理学療法学				1( 30)		
		老人理学療法学				1( 30)		
内部障害理学療法学					1( 30)			
義肢装具学					1( 30)	1( 45)		
物理療法学					1( 30)	1( 45)		
小計		20(630)			18(540)	2( 90)		
地域理学療法学	地域理学療法学総論				2( 60)			
	地域理学療法学各論					2( 60)		
	小計	4(120)			2( 60)	2( 60)		
臨床実習	18 単位	臨床実習	18(810)				18(810)	
選択必修分野	理学療法教育管理					1( 15)		
	卒業考査					2( 30)		
	小計	3(45)				3( 45)		
合計	93 単位	97(3060)	37(945)	3(135)	27(810)	5(225)	7(135)	18(810)

学年別の数字は単位数 ( 時間数 ) を示す



別表 2 (平成 23 年度入学生から適用)

東洋医療学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,400,000円

入学金は入学時のみとする

東洋医療鍼灸学科(昼間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,100,000円

入学金は入学時のみとする

東洋医療鍼灸学科(夜間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,000,000円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科(昼間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,100,000円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科(夜間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,000,000円

入学金は入学時のみとする

理学療法学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,100,000円

入学金は入学時のみとする

(平成22年度入学生に適用)

東洋医療学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	600,000円	1,400,000円

入学金は入学時のみとする

東洋医療鍼灸学科(昼間・夜間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,200,000円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科(昼間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,300,000円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科(夜間)

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,200,000円

入学金は入学時のみとする

理学療法学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,300,000円

入学金は入学時のみとする

(平成21年度以前の入学生に適用)

東洋医療学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	600,000円	1,400,000円

入学金は入学時のみとする

東洋医療鍼灸学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	400,000円	1,200,000円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	600,000円	1,300,000円

入学金は入学時のみとする

理学療法学科

項目	入学検定料	入学金	授業料
金額	20,000円	600,000円	1,300,000円

入学金は入学時のみとする

別表 3

( 学科 ) 東洋医療学科、東洋医療鍼灸学科、柔道整復学科、理学療法学科

<p style="font-size: 2em; margin: 0;">卒 業 証 書</p> <p style="margin: 0;">( 氏 名 ) ( 生 年 月 日 )</p> <p style="margin: 0;">医 療 専 門 課 程                      学 科</p> <p style="margin: 0;">あ な た は 本 校 上 記 学 科 の 所 定 の 課 程 ( 3 年 ) を 修 め た の で 卒 業 証 書 を 授 与 し 文 部 科 学 大 臣 告 示 に よ り 専 門 士 ( 医 療 専 門 課 程 ) と 称 す る こ と を 認 め る</p> <p style="margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 0;">関 西 医 療 学 園 専 門 学 校 校 長</p>
--

別表 4

在籍料

項 目	金 額	備 考
在籍料	30,000円	1 か月につき